

令和3年度の固定資産税等の減免チェックシート

【適用判定】 複数の事業や不動産の貸付がある方は、収入を合計して記載してください。

令和2年分の収入		2~4月の収入の合計		令和元年分の収入	
2月	円	円	円	2月	円
		R2÷R1= % (小数点以下切り捨て)			
3月	円	円	円	3月	円
		R2÷R1= % (小数点以下切り捨て)			
4月	円	円	円	4月	円
		R2÷R1= % (小数点以下切り捨て)			
5月	円	円	円	5月	円
		R2÷R1= % (小数点以下切り捨て)			
6月	円	円	円	6月	円
		R2÷R1= % (小数点以下切り捨て)			
7月	円	円	円	7月	円
		R2÷R1= % (小数点以下切り捨て)			
8月	円	円	円	8月	円
		R2÷R1= % (小数点以下切り捨て)			
9月	円	円	円	9月	円
		R2÷R1= % (小数点以下切り捨て)			
10月	円	円	円	10月	円
		R2÷R1= % (小数点以下切り捨て)			
※ 協力金・給付金等の臨時収入は含まない		円	円		
		R2÷R1= % (小数点以下切り捨て)			

- 50%以下の期間がある → 対象資産の固定資産税等が**全額**免除されます(申告が必要です)
- 51%~70%の期間がある → 対象資産の固定資産税等が**2分の1**減額されます(申告が必要です)
- 70%以下の期間がない → 固定資産税等の減免は適用されません(申告は必要ありません)

【減額される税金の目安(前年度課税額ベース)】

家屋 (店舗・自宅兼事業所)	固定資産税(相当)額	合計	×	事業専用割合	×	全額	=	減額される税金の目安
	円	円		%		100%		円
		都市計画税(相当)額				2分の1		
		円				50%		円
		円						
償却資産 (他の事業用資産)	納付税額(年税額)		×		×	全額	=	減額される税金の目安
	円					100%		円
						2分の1		
						50%		円

※ 減価償却や資産の購入・廃棄等により、「減額される税金の目安」から金額が増減する場合がございます。あくまでも目安としてご確認ください。

江戸川南青色申告会で 特例申告書の確認を 受けることができます

右記のものを必ずご用意ください

《認定支援機関等サポート料》 会員の方	3,300円(税込み)
非会員の方	11,000円(税込み)

- (1) 特例申告書
東京都主税局 HP からダウンロード・印刷することができます。
本申告書に「認定経営革新等支援機関等^(※)確認欄」がありますので、当該機関等の確認を受けてください。
(※)認定経営革新等支援機関等は、税理士・商工会議所・商工会・青色申告会等が該当します。
認定経営革新等支援機関等の詳細や対象機関の一覧については、中小企業庁ホームページをご確認ください。
- (2) 特例対象資産一覧
事業用家屋を所有する場合は、(1)の別紙「特例対象資産一覧」を添付してください。
(注)償却資産については、令和3年度償却資産申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。
- (3) 収入が減少したことを証する書類(写)
会計帳簿や青色申告決算書など、収入が減少したことがわかる書類の写しを添付してください。
収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類を添付してください。
- (4) (個人事業主で事業用家屋を所有している場合) 特例対象家屋の事業専用割合を示す書類(写)
青色申告決算書や見取り図など、事業用部分の割合が分かる書類の写しを添付してください。

令和3年度の固定資産税等の減免にかかる 特例申告書 提出までの流れ

令和2年 令和3年
受付期間 **12/1(火)～1/29(金)**
※ 非会員の方は**12/24(木)まで**

Step 1 裏面のチェックシートで、「減免の対象になるか」や「減額される税金の目安」をご確認ください。

※ 特例申告書の提出には、認定支援機関等の確認が必要です。

確認にあたり、サポート料をお納め願います。(会員:3,300円、非会員:11,000円)

Step 2 特例申告書を提出される方は、青色申告会へお電話にて**ご予約ください**。(TEL03-5676-0751)

また、予約日当日までに以下の資料をご準備ください。

《ご準備いただくもの》

- ① 特例申告書・特例対象資産一覧
 - ・ 東京都主税局HPからダウンロード・印刷できます。青色申告会でも配付しております。
 - ・ 記載例をもとに作成して、当日ご持参ください。
- ② 令和2年度の固定資産税・都市計画税納税通知書(土地・家屋)
- ③ 令和2年度の償却資産申告書と、固定資産税納税通知書(償却資産)
 - ・ 申告している方のみご準備ください。
- ④ 帳簿のコピー
 - ・ 令和元年、令和2年の両年分で、対象となる3ヶ月間の売上(収入)に関するページ
- ⑤ 令和元年分の所得税申告書、青色申告決算書
- ⑥ 土地や家屋の事業専用割合がわかるもの
 - ・ 減価償却費の計算欄で割合が確認できる場合には、⑤の資料をご準備ください。
 - ・ それ以外の場合には、見取り図や帳簿のコピー(租税公課)をご準備ください。
(帳簿:固定資産税が〇%経費で計上されている、ということがわかる部分)
- ⑦ 不動産所得の方で、賃料の猶予により減免の対象となる場合には、覚書のコピーなど
 - ・ 猶予の金額や期間等を確認できるもので、猶予した入居者全員分をご準備ください。

Step 3 予約日当日、ご準備いただいた上記資料を持参し、サポート料を現金でお納めください。

特例申告書等を確認後、都税事務所への提出書類を交付いたします。

Step 4 管轄の都税事務所へ郵送にてご提出ください。

提出期限は、令和3年2月1日(月)(消印有効)です。

なお、簡易書留など郵送物の追跡ができる方法でのご郵送をお勧めいたします。

※ 切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

**感染症拡大防止の観点から、予約制での受付とさせていただきます。
ご理解・ご協力いただきますようお願い申し上げます。**